



手帳について

障害の種類ごとに、

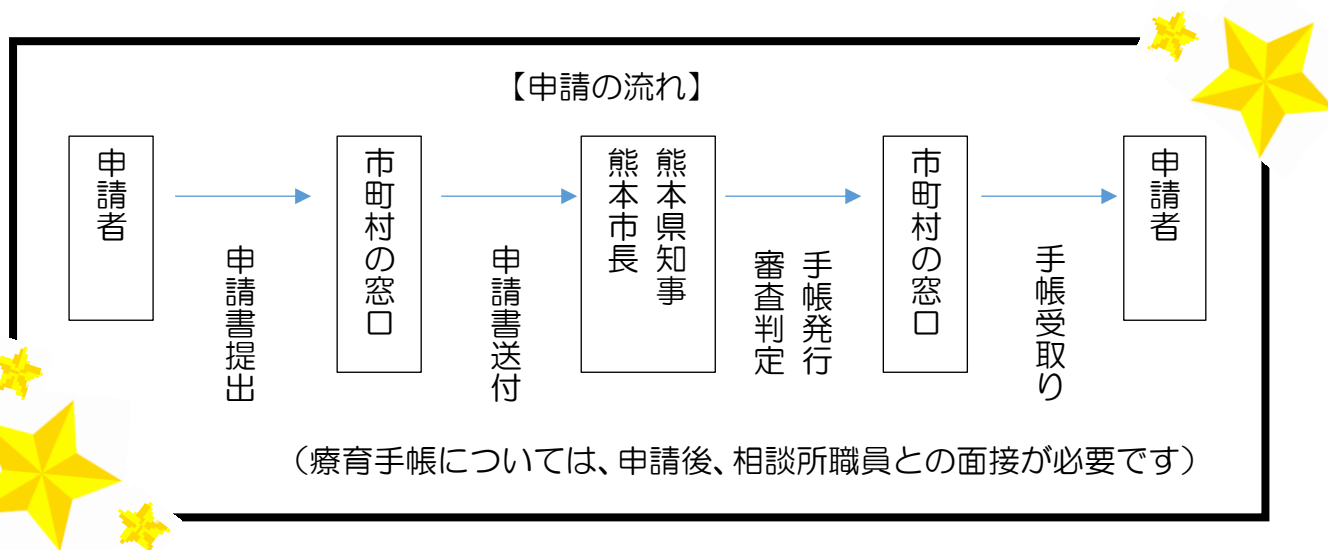
身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）、精神障害者保健福祉手帳（精神疾患、てんかん、発達障害を含みます）の3種類の手帳があります。

※療育手帳は、療育（放課後等デイサービスなど）を受けるために必要な「受給者証」とは、異なります。



★手帳のメリット★

- ・医療費助成、年金・手当等、税金の控除・減免、運賃の割引、補装具や日常生活用具の支給やレンタルなど、様々なサービスが受けられます。
- ・手帳がなくても医師の診断書や意見書などでサービスが受けられる場合もありますが、診断書や意見書の発行に手数料がかかり、各医療機関によって作成に要する期間は異なりますので、手続きに時間を要します。



※手続きや必要書類について、詳しくは、市町村の担当窓口にお尋ねください。（熊本市は各区役所福祉課、各総合出張所）

※診断書は当センターで発行できます。（診断書料2, 100円）

